

東京都北区密集住宅市街地整備促進事業

北区は老朽化した木造住宅等が密集し、公共施設等の整備が不十分な地区において、東京都北区密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）を導入し、避難路や延焼遮断帯の整備、老朽建築物等の建替えの促進を図るとともに、住環境の整備等、災害に強い総合的なまちづくりに取り組んでいます。

■ 道路の整備

災害時における安全な避難や消火・救援活動を行う地域の防災軸となる「主要生活道路の拡幅（6m以上）」や「幅員が4m未満の細街路」の整備を進めています。



主要生活道路の拡幅整備



細街路の整備

■ 公園・広場等の整備

平常時は身近な憩いの場として、災害時には避難場所としての有効な空間となる公園・広場の整備を進め、合わせて防火水槽等も設置しています。



広場の整備



公園の整備



防火水槽の設置

■ 老朽住宅の共同建替え等の支援

一定条件を満たした賃貸住宅やお隣の方と土地を提供し合った共同建替えで、不燃建築物を建てる方に建替え資金の補助を行なっています。



共同建替え



- ・敷地をまとめて容積率を活用
- ・まとめた空地や緑を確保
- ・防災性が高く快適な居住空間

お問い合わせ先

防災まちづくり担当課 電話：03-3908-9162

北区王子本町1-15-22（北区役所第1庁舎7階）

